

伊那市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 69,338	千円 30,665,776	千円 963,612	千円 5,128,842	% 16.7	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

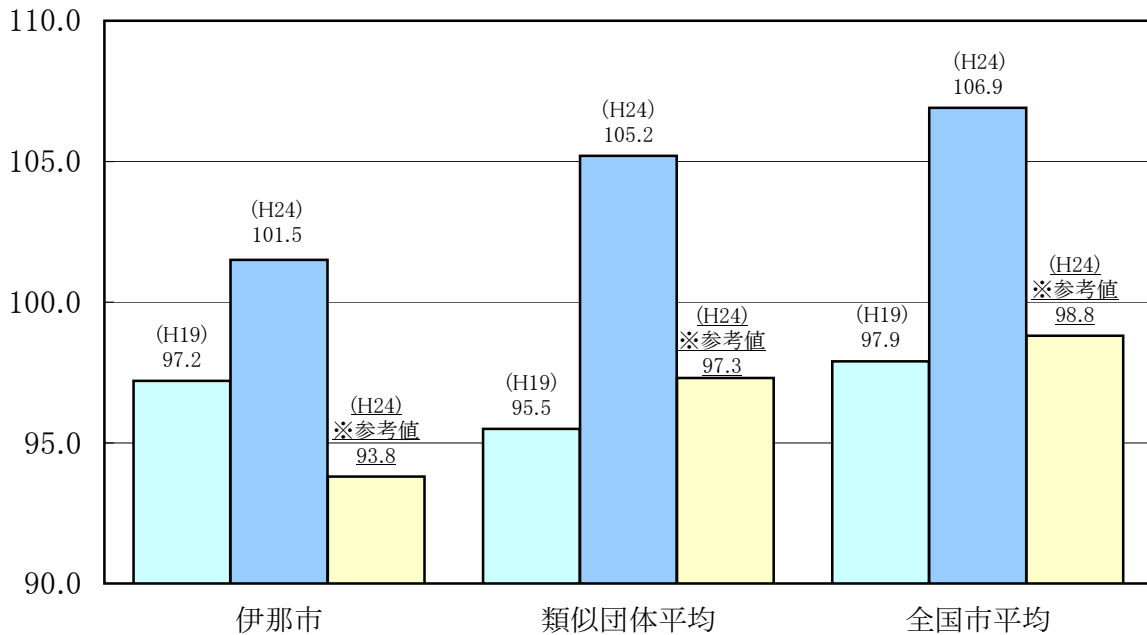
区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
23年度	人 608	千円 2,256,275	千円 315,159	千円 799,307	千円 3,370,741	千円 5,544	千円 5,886

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

市町村合併を機に、職員の給与制度について見直しを行いました。従来の勤務年数を主体とした昇格基準を、課長、係長等の職務内容に基づく昇格基準に改め、人事評価制度も導入していきます。
給料月額については、3市町村のいずれの水準をも下回る給付水準に改めました。
職員手当については、そのほとんどを国の支給内容に準拠するよう改正し、特殊勤務手当については、見直しにより10種類の手当を廃止しました。
また、市町村合併時の給料月額引き下げに伴う現給保障を、平成25年1月から段階的に廃止しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

- 伊那市は人事委員会を設置していないため、人事委員会による勧告はありません。
- 月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定しています。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

(単位:円)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行なう前のものです。1

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊那市	45.6 歳	332,519 円	366,081 円	355,657 円
長野県	45.4 歳	345,800 円	404,792 円	380,771 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.6 歳	329,488 円	386,019 円	357,999 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
伊那市								
バス運転手	49.9歳	3人	331,100 円	378,100 円	363,017 円	営業用バス運転手	45.6歳	337,800 円
長野県	55.8歳	64人	283,700 円	309,537 円	299,093 円	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465 円 (285,030) 円	— 円	307,506 円 (323,181) 円	—	—	—
類似団体	50.2歳	38人	296,866 円	321,068 円	308,632 円	—	—	—

区分	参 考			
	(A/B)	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
伊那市				
バス運転手	1.12	5,414.1 千円	4,053.0 千円	1.34

(注) 1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。また、(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

- 2 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。(平成21～23年の3ヶ年平均)
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えたもの、民間においては平均給与月額を12倍した試算値です。
- 5 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合(減額前)の値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		伊那市	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	175,600 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	142,300 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	採用なし	137,200 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がない(減額前)とした場合の値です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,645 円	276,443 円	332,734 円
	高校卒	212,690 円	260,712 円	291,106 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況

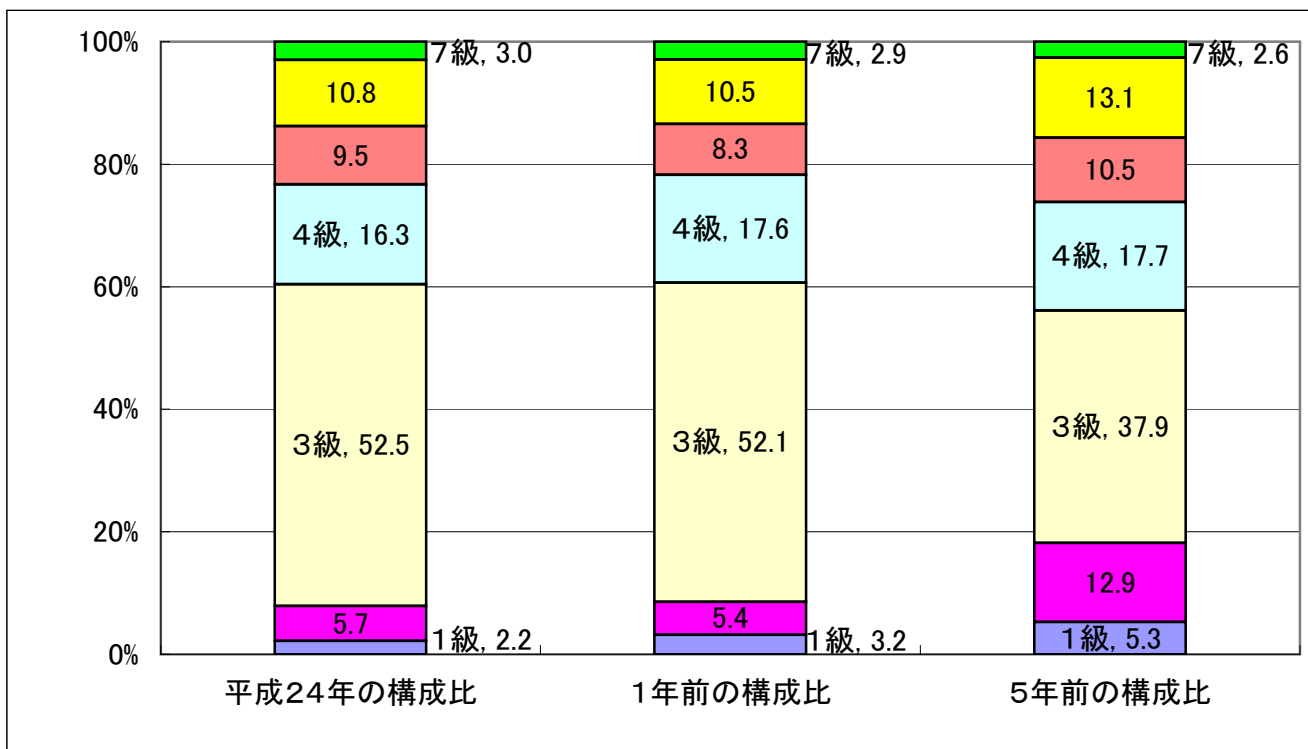
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・局長・総合支所次長の職務 教育委員会事務局次長・議会事務局長の職務 参事の職務	12 人	3.0 %
6 級	課長・室長・施設長・企画調整幹の職務 選挙管理委員会事務局次長・監査委員事務局次長・農業委員会事務局次長・公平委員会事務局長の職務 副参事の職務	43 人	10.8 %
5 級	課長補佐・室長補佐・次長の職務 主幹又は技幹の職務	38 人	9.5 %
4 級	係長・支所長・園長・副園長・診療所の事務長の職務 美術館の副館長の職務 副主幹又は副技幹の職務	65 人	16.3 %
3 級	主査又は技術主査の職務 主任又は技術主任・主任給食技師の職務 主任事務員又は主任技術員の職務	210 人	52.5 %
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする事務員又は技術員の職務	23 人	5.7 %
1 級	主事又は技師・給食技師の職務 書記又は技手の職務 事務員又は技術員の職務	9 人	2.2 %

(注) 1 伊那市給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。

2 一般行政職の職員数に福祉職、医療職、企業職等は含まれないので、市職員総数とは異なります。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 那 市		長 野 県		国	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,315 千円		1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,595 千円		1人当たり平均支給額(平成23年度) 公表数値がありません	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

これまで、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であったため、勤務成績の勤勉手当への反映は行っていませんでしたが、平成25年度より反映させる予定です。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

伊 那 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50	30.55	勤続20年	23.50	30.55
勤続25年	33.50	41.34	勤続25年	33.50	41.34
勤続35年	47.50	59.28	勤続35年	47.50	59.28
最高限度額	59.28	59.28	最高限度額	59.28	59.28
その他の加算措置 早期退職者2~20%加算(45歳早期退職者にあつては30%)			その他の加算措置 早期退職者2~20%加算		
1人当たり 平均支給額	千円 6,450	千円 24,400	1人当たり 平均支給額	公表数値がありません	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)	34 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	2,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
感染症等防疫 作業手当	健康推進担当職員	感染症等の病原体に汚染されている区域において、患者の救護、搬送、病原体の付着した物件等の処理に従事したもの	1日につき500円
行旅死亡人 取扱手当	福祉事務所勤務職員	行旅死亡人処理作業へ従事したもの	1件につき3,000円
死体取扱手当	福祉事務所勤務職員	福祉事務所等に勤務する職員で死体の収容、死後の処置に従事したもの	1件につき2,000円

(注) 夜間看護手当等10種類の特殊勤務手当を廃止しました。

(4) 時間外勤務手当

区 分	平成23年度決算	平成22年度決算
支給実績	78,606 千円	115,539 千円
職員1人当たり平均支給年額	129 千円	183 千円

(5)その他の手当（平成24年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族一人について 月額 6,500円 (配偶者がいない場合、そのうち一人については11,000円) ・満15歳に達する日後の年度の初めから満22歳に達した日後の年度末までの扶養親族一人につき 月額5,000円加算	同		千円 59,115	円 226,494
住居手当	貸家等の家賃を支払っている職員に支給 ・家賃月額23,000円以下 手当額＝支払家賃－12,000円 ・家賃月額23,000円超 手当額＝(支払家賃－23,000円)× 1/2+11,000円	同		千円 18,996	円 271,371
通勤手当	通勤に交通機関を利用する職員に支給 ・運賃相当額(限度額55,000円) 自動車等の交通用具を使用する職員に支給 片道 2km以上 5km未満 月額2,000円 片道 5km以上10km未満 月額4,100円 片道10km以上15km未満 月額6,500円 片道15km以上20km未満 月額8,900円 片道20km以上25km未満 月額11,300円 片道25km以上30km未満 月額13,700円 片道30km以上35km未満 月額16,100円 片道35km以上40km未満 月額18,500円 片道40km以上45km未満 月額20,900円 片道45km以上50km未満 月額21,800円 片道50km以上55km未満 月額22,700円 片道55km以上60km未満 月額23,600円 片道60km以上km以上 月額24,500円	同		千円 27,328	円 52,961
管理職手当	1種(部長等) 月額45,910円 2種(課長等) 月額34,008円	異 (低い)	国は特別調整額として支給	千円 20,968	円 427,918
単身赴任手当	異動により転居し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、距離制限を満たす職員に支給 ・月額23,000円に交通距離(職員の住居と配偶者の住居までの距離)に応じて上限45,000万円を加算した額	同		千円 0	円 0

休日勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が休日であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×1.35×勤務時間	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時)であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×0.25×勤務時間	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき5,200円 勤務した時間が5時間未満の場合は半額	異 (高い)※	国は勤務1回につき4,200円	千円 2,573	円 4,232
管理職員特別勤務手当	管理、監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した場合に支給 管理職手当支給割合に応じ、6,000円～8,000円	異 (低い)	国は管理職手当の支給割合に応じ 6,000円～27,000円	千円 468	円 9,551
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所を離れて本市に滞在する者に支給 1日につき6,620円以内	—	—	千円 0	円 0
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,400円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額7,360円	同		千円 34,157	円 56,179

※地方公務員については、労働基準法の適用を受け、手当支給額の計算方法が国と異なるため。

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高 / 最低額			
給料	市長	928,000円	1,030,000円 / 401,500円	
	副市長	768,000円	849,000円 / 399,600円	
	総合支所長	580,000円	—円 / —円	
報酬	議長	459,000円	543,000円 / 305,000円	
	副議長	383,000円	503,000円 / 250,000円	
	議員	360,000円	457,000円 / 240,000円	
期末手当	市長	(平成24年度支給割合)		
	副市長			
	総合支所長			
	議長			
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×勤務月数×50/100	22,272,000円	任期ごと
	総合支所長	給料月額×勤務月数×35/100	12,902,400円	任期ごと
	備考	給料月額×勤務月数×20/100	2,784,000円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、総合支所長にあっては2年＝24月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

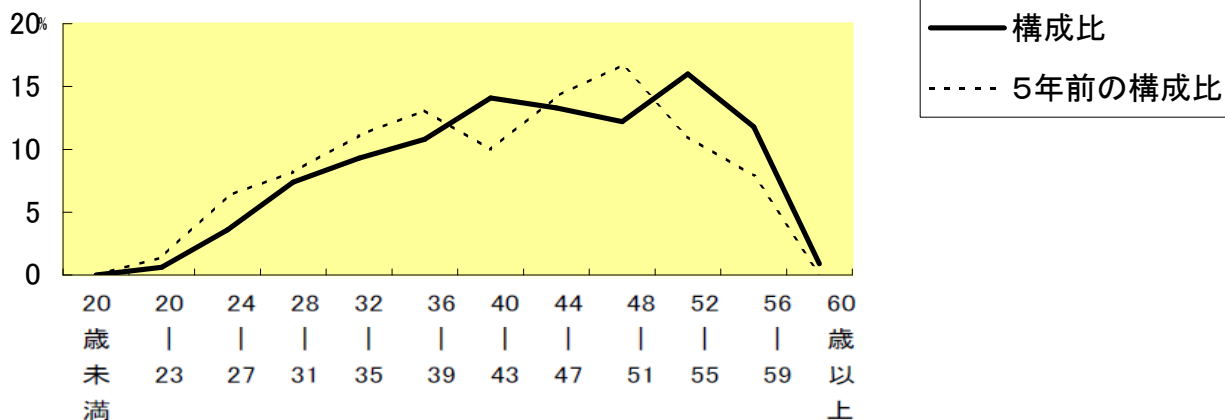
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成23年	平成24年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	業務見直しによる人員の増減	
		総務	124	122	-2		
		税務	44	42	-2		
		労務	1	1	0		
		農林水産	33	34	1		
		商工	29	28	-1		
		土木	48	44	-4		退職者分の人員不補充による人員の減
		民生	190	186	-4		保育士、栄養士の非常勤職員化による人員の減
		衛生	43	44	1		
	計	516	505	-11	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.8 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 60.4 人		
	教育	92	89	-3	学校事務職員の非常勤化による人員の減		
	消防	-	-	-			
	小計	608	594	-14	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.7 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 79.3 人		
公営企業等部門	病院	14	14	0	民間委託による業務量の減少に伴う人員の減		
	水道	28	24	-4			
	交通	3	3	0			
	下水道	23	22	-1			
	その他	31	30	-1		国民健康保険の業務分担見直しによる人員の減	
	小計	99	93	-6			
総合計		707 [862]	687 [862]	-20 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.1 人		

(注) 1 職員数は消防職等を除く、一般職に属する職員の数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	25人	51人	64人	74人	97人	91人	84人	110人	81人	6人	687人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	574	556	540	537	516	505	-69 (-12.0%)
教育	104	98	98	96	92	89	-15 (-14.4%)
普通会計計	678	654	638	633	608	594	-84 (-12.4%)
公営企業等会計	105	103	99	101	99	93	-12 (-11.4%)
総合計	783	757	737	734	707	687	-96 (-12.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 勤務時間等の状況(標準的なもの)

(平成24年4月1日現在)

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	勤務時間		休憩時間	
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分	午後1時00分

(注) 市民課及び保育園等では、時差出勤を導入しています。

9 年次有給休暇の取得状況

平成23年1月1日～平成23年12月31日)

付与日数	平均取得日数
1年につき20日 〔翌年への繰越 最高20日〕	8.9日

年次有給休暇のほかに次のような休暇があります。

- ・療養休暇
- ・特別休暇(産前・産後休暇、ボランティア休暇など)
- ・介護休暇
- ・組合休暇

10 育児休業の取得状況

(平成23年度)

区分	女性	男性
新規取得	13人	0人
前年度から継続	25人	0人

11 処分の状況

(平成23年度)

区分	分限処分				懲戒処分					
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
職員数	0人	13人	0人	0人	13人	1人	0人	0人	0人	1人

(注) 1 人数は延べ人数によるものです。

- 2 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない時に公務能率の維持・向上のために、職員の意に反して行う処分。いわゆる「病気休職」など。
- 3 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、秩序維持のために職員の責任を追及して行う制裁。

12 職員の営利企業等従事許可の状況

(平成23年度)

内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位をかねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの(各種統計調査員報酬など)	52件

1.3 研修の状況

(平成23年度)

研 修 内 容		参加人員
職層研修	新規採用職員研修 ・ コーチング研修 ほか	延べ 371人
専門研修	情報セキュリティ・ 法制執務研修 ほか	延べ 901人
その他	接遇研修 ほか	延べ 1,786人

1.4 福利厚生の状況

(1) 職員共済組合

- ・長野県市町村職員共済組合において、短期給付(医療保険)長期給付(年金)、福祉事業(保健事業・貸付事業)を行っており、職員は共済組合の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき費用負担をしています。

(2) 職員健康診断の実施状況

(平成23年度)

主な検診内容	受診者数
定期健康診断	665人
胃 検 診	230人
大 腸 検 診	267人
子宮がん検診	102人
乳 がん 検 診	117人

その他に、VDT検査、B型肝炎検査などを実施しています。

(3) 職員の労働安全衛生対策

- ・伊那市職員安全衛生委員会の開催
- ・職場巡視の実施
- ・健康相談の実施(産業医・保健師・臨床心理士など)

(4) 職員互助会の設置

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健その他厚生に関する事業を実施するため伊那市職員互助会が組織されています。
- ・会の運営は、会員からの会費(毎月 給料月額3/1000)と市からの委託料で行われています。なお、平成23年度に市から職員互助会へ支払われた委託料は、職員1人あたり年間4,772円でした。

1.5 公務災害の認定状況

(平成23年度)

区 分	認定件数
公務災害	3件
通勤災害	0件

公務上や通勤途上での災害については、地方公務員災害補償基金から補償が行われます。

1.6 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(平成23年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件